

第3回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2015年1月27日（火）10：30～
2. 場 所 中央合同庁舎8号館5階共用C会議室
3. 出席者 原子力委員会
岡委員長、阿部委員、中西委員
内閣官房
木村内閣参事官
文部科学省研究開発局原子力損害賠償対策室
長谷次長
内閣府
原子力政策担当室 室谷参事官
4. 議 題
 - (1) 原子力損害賠償制度の見直しについて（内閣官房、文部科学省）
 - (2) その他
5. 配付資料
 - (1-1) 原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議について
 - (1-2) 原子力損害賠償制度の概要
 - (1-3) 原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議（第4回）文部科学省提出資料
 - (2) 平成26年度第41回原子力委員会定例会議議事録

参考資料

 - (1) 原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議（第4回）議事概要

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第3回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、1つ目が原子力損害賠償制度の見直し、2つ目がその他です。

まず、1つ目の議題について、事務局から御説明をお願いします。

(室谷参事官) 原子力損害賠償制度の見直しにつきましては、去る22日に開催されました原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議(第4回)において専門的かつ総合的な観点から検討を行うため、原子力委員会に議論を委ねたい旨、同副大臣等会議により要請がございました。これを受け、オブザーバーとして出席していた平内閣府副大臣より原子力損害賠償制度の課題の検討については原子力委員会と相談したい旨発言があったところでございます。

これらを踏まえ、本日の原子力委員会においては当該副大臣等会議の庶務を担う内閣官房等よりこれまでの議論の経緯、原子力委員会に御要請いただいている原子力損害賠償制度の課題等について御説明いただき、今後の対応について御議論をいただきたいというふうに考えております。

まず、内閣官房、木村内閣参事官より御説明いただき、適宜文部科学省研究開発局原子力損害賠償対策室、長谷次長より補足説明をお願いいたします。それでは、よろしく申し上げます。

(木村参事官) おはようございます。内閣官房の木村でございます。

原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議でございますが、資料1-1のほうでこれまでの経緯等を記載してございます。

まず、この副大臣等会議の目的でございますが、原子力損害賠償支援機構法附則第6条に原子力損害賠償制度の見直しについて規定をされております。こういった見直しの事項についてエネルギー基本計画を踏まえ当面对応が必要な事項及び今後の進め方について整理をするために、昨年6月に設置されたものでございます。議長は世耕内閣官房副長官、構成員として原子力損害賠償支援機構担当の内閣府副大臣、そして外務副大臣、文部科学副大臣、経済産業副大臣、環境副大臣というメンバーからなっております。

これまで4回にわたって議論を行ってございます。まず第1回から第3回目まででございますけれども、原子力損害賠償制度の見直しの中でも特に喫緊の課題でございますCSC、原子力損害の補完的な補償に関する条約についての検討を行ってまいりました。この第3回

目、昨年10月に開催されましたが、CSC及び関連法案について臨時国会への提出をこの副大臣等会議で了承いただき、これらの法案について臨時国会で成立をみたところでございます。

そして、今年に入りまして第4回目、1月22日、先週開催されたわけでございますけれども、CSC以外の原子力損害賠償制度の課題及び今後の進め方についてということで議論がされております。

詳細な内容については敢えて触れることは致しませんが、参考資料第1号をごらんになっていただくと、この第4回目の副大臣等会議の議事概要がございます。ざっと触れさせていただきたいと思っております。

まず1ページ目でございますけれども、第4回目の会議の趣旨といたしまして世耕副長官から発言がございました。第3回会議で条約、関連法案について臨時国会への提出を了承したCSCのその後の状況について外務省のほうから、そしてCSC以外の原子力損害賠償制度の課題と今後の進め方について文部科学省から報告をいただいたということでありまして。

CSCについては省略をいたしますが、2ページ目にまいりまして、文部科学省の藤井副大臣のほうから後ほど文部科学省で詳細御説明がございますが、CSC以外の論点についての御説明があったところであります。

こういったものを踏まえまして、関係省庁の副大臣からそれぞれ御発言がありました。3ページをごらんいただくと、高木内閣府副大臣兼経済産業副大臣より以下のような御発言があったところであります。原賠制度は原子力発電にとって根幹をなす制度の一つである。昨年も総合資源エネルギー調査会の下に設置した原子力小委員会において、原子力の今後の課題について議論されてきたが、その中でも原子力損害賠償制度の在り方についての指摘が多数あったということでありまして。

こういったことも踏まえて、文科省から提案のあった有識者会議の設置についてはまさに時宜にかなったものであると。具体的な論点については有識者会議の場で議論されるものと認識しているけれども、政権が成長戦略の柱として取り組んでいる電力自由化の下で、原子力事業を取り巻く環境が今後変化していくということをしかりと考慮に入れる必要があるということで。こういった状況の中でも責任範囲等の観点から原子力事業者にとって予見可能性が高い制度とすることにより、万が一の場合があっても、事業者による賠償資金が確保される仕組みというものを維持し、引き続き被災者の救済に万全を期していくことが求められる。検討に当たってはこういった諸外国の例も参考にしつつ、精力的な検討が進められる

ことを期待したいという発言がありました。

続いて4ページにまいります。環境副大臣のほうから、原子力委員会の下に有識者会議を設置して検討を行うことは有意義である。環境省としては、環境汚染が発生した場合の対処が適切になされ、住民の皆さんが不安を抱くことのないような制度にしていく必要が見直しを行うに当たって必要であると考えたいという発言がございました。

この後、こういった議論を踏まえまして世耕副長官のほうから、C S C以外の原子力損害賠償制度の課題については、有識者会議を設置して専門的かつ総合的な観点から検討を行うことが必要であり、また、これは文科省の御提案の中にあつた話ですが、原子力損害賠償法制定時及びこれまでの同法改正時には、原子力委員会において検討を行ってきたということ。そしてさらに原子力委員会は原子力利用に関する重要事項について審議する機関であり、各省の所掌にまたがる総合的な観点から検討を行うことができるということ踏まえると、原子力委員会に今後の議論を委ねることを副大臣等会議として要請することとしたいということが了承されました。

これを受けて、平内閣府副大臣のほうからご発言がございました。要請のあつた原子力損害賠償制度の課題の検討については、原子力委員会と相談したいと思う。その際には関係省庁には見直しの論点等必要な事項を説明していただいた上で判断を伺いたい。結果として、原子力委員会で検討を行うこととなった場合には、進捗状況に応じて随時報告をしたい。さらに、原子力委員会で検討を行うことになった場合には、文科省、経産省などの関係省庁には必要な情報の提供をはじめ検討に必要な最大限のサポートをお願いしたいという旨の発言をいただいております。

これを受けて副大臣等会議の締めとして、世耕副長官から、原子力委員会で検討を行うこととなった場合、文科省、経産省はこれまでの制度の運用により得られた知見の提供をはじめ、原子力委員会での検討に必要な最大限のサポートをいただきたいという旨の御発言があつたところでございます。

以上が今回原子力委員会のほうに原子力賠償制度の見直しを関係副大臣等会議として要請をさせていただいたという経緯でございます。

続きまして、この原子力損害賠償制度の見直しに関する論点の例につきまして、文部科学省のほうから補足的に御説明いただければと思います。

(長谷次長) 文部科学省原子力損害賠償対策室次長の長谷でございます。私からは、原子力損害賠償制度の見直しに関する論点の例につきまして補足して御説明をさせていただきます。

まず最初に、原子力損害賠償制度について簡単に御説明をいたしまして、それからその制度に関する論点につきまして御説明をさせていただきます。

まず、資料第1－2号、原子力損害賠償と書かれました資料をごらんいただきたいと思います。原子力損害賠償制度は原子力損害の被害者の保護、それから原子力事業の健全な発達の2つを目的として掲げております。この目的の下、原子力損害の賠償に関する法律、それから原子力損害賠償補償契約に関する法律の2つの法律によって基本的な制度を定めております。

これらの制度の具体的な姿を示したのが下の図になります。資料の中ほどにございますが、原子力事業者が被害者に対しまして不法行為の損害賠償の責任を負うというのが基本的な構図となっております。ただし、先ほどの2つの目的を達成するため特別な制度が定められております。まず、原子力事業者は無過失で責任を負い、また被害者との関係で賠償責任を負うのは原子力事業者に限られる、いわゆる責任集中を定めております。原子力事業者にはこの賠償を行うための措置としまして、1, 200億円までの損害賠償措置が義務付けられております。損害賠償措置には地震、噴火、津波等を対象とする政府補償契約、それからそれ以外に一般的な事故を対象とする民間保険契約がございます。1, 200億円を超えた場合にも原子力事業者が無限の責任を負いますが、必要と認めるときには政府が援助を行うこととされております。

それから、下のほうになります。小さい字になりますが、原子力損害の範囲等の判定をずる指針、それから和解の仲介等を行う原子力損害賠償紛争審査会というものが置かれてございます。他方で、波線の右側になりますが、社会的動乱、異常に巨大な天災地変の場合には原子力事業者は免責をされまして、この場合には損害賠償ではなく政府の措置としまして被害者の救助及び被害の拡大防止のために必要な措置を講ずることが規定されております。

なお、下の※になりますが、この制度のほかに先の国会で承認されました原子力損害の補完的な補償に関する条約及びその関連法に基づきまして、条約の締約国からの拠出金を受けられる仕組みというものを備えられてございます。

資料裏のほうになりますけれども、原子力損害賠償の体制と書かれておりますページに移っていただきまして、現在行われております福島県の賠償の体制をもう少し詳しくお示ししたのがこの資料になります。中ほどのところに示しておりますように、東京電力と被害者との間で直接賠償というものが行われておりますが、文部科学省の下に置かれました原子力損害賠償紛争審査会が指針を策定しまして、賠償の範囲、判定方法等を明確化しております。ま

た、左のところになります。原子力損害賠償紛争審査会の下に原子力損害賠償紛争解決センターを設置しまして、多数の弁護士の御参加をいただきまして和解の仲介が行われております。

また、資料の右側になりますけれども、原子力損害賠償法第16条に基づく政府の援助としまして、原子力損害賠償・廃炉等支援機構が設立されております。この機構は国からの交付国債の発行を受けまして、東京電力に損害賠償に要する資金の援助を行っております。これに対しましてすべての原子力事業者が負担金、また東京電力は特に特別負担金を機構に納付しまして、機構は国庫に所要の額を納付する仕組みとなっております。

このほかに下のほうの※になりますけれども、平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律によりまして、国は旅館業等を営む者の請求を受けまして、仮払いを行う制度についても整備をされているところでございます。

以上の現在の制度に関しまして、原子力損害賠償制度の見直しということに関しまして論点として言われているものの例をお示ししたものが次の資料、資料第1-3号になります。こちらをごらんいただきたいと思います。最近の原子力損害賠償制度に関します法律の附則、それから附帯決議等におきまして次のような点について見直しが求められております。一つは、原子力損害賠償に係る制度としまして、原子力事業者の責任の在り方、国・他のステークホルダーの責任の在り方、1,200億円の損害賠償措置額の在り方、原子力損害賠償法第3条第1項ただし書の免責事由（異常に巨大な天災地変）の在り方。

次に、簡易かつ迅速な被害者救済の手續としまして、紛争を迅速かつ適切に解決するための組織の在り方、被害者に対する損害賠償の仮払いの在り方。

また、原子力損害賠償に広い意味で関連してくる事項としまして、原子力損害賠償制度について、被害者保護・原子力利用の観点でどのように位置づけをするのか。具体的には目的・所管の在り方。それから、事故の収束等に係る国の関与及び責任の在り方というものが挙げられてございます。

これらは今後万が一原子力事故が発生した際の原子力損害賠償の在り方の論点の例として考えられるところでございます。

それから、資料の裏に入ってくださいまして、先ほど内閣官房から御紹介がありました第4回の会合で文部科学省から提案させていただきました今後の進め方でございますが、第2回の副大臣等会議におきまして、文部科学省のほうからCSC以外の原子力損害賠償制度の見直しに関する課題については、専門的かつ総合的な観点から検討を行うことが必要であり、

有識者の意見を聞くことが有益であるというふうに提案をさせていただきました。

具体的には、有識者会議の形態としましては、原子力損害賠償法の制定時、それからこれまでの原子力損害賠償法の改正時には、原子力委員会において検討を行ってきたこと、それから原子力委員会は原子力利用に関する重要事項について審議する機関であり、各省の所掌にまたがる総合的な観点から検討を行うことができること、こういったことを踏まえ、原子力委員会で検討を行っていただくことが適当であるというふうに提案をさせていただきました。

また、これらは原子力委員会設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、昨年の通常国会で成立しました法律の附帯決議でございますが、この中においても求められているところでもございます。

これらの点から、先ほど御説明ございましたように、副大臣等会議として原子力委員会に検討を要請することを決定したところでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行いたいと思います。阿部委員からお願いします。

(阿部委員) 御説明ありがとうございます。基本的にこの仕事を原子力委員会が引き受けることに賛成ですけれども、一つだけ申し上げておきたいのは、今説明いただいたこの副大臣等会議の議論の過程で、有識者会議を設けて検討してもらおうということが提案されて、それを原子力委員会が設けて有識者会議の検討いただいたその結果を踏まえて原子力委員会として結果を副大臣等会議に御報告すると、こういう手順になると思います。

そこで一つだけ私申し上げておきたい。恐らく御異存ないと思いますけれども。有識者会議という何となくみんな、うん、そうだなと、それでいいなとこう思いますね。この問題についてしかるべき知識を持っておられる方々、当然すぐ思い当たるのは保険関係の業務の専門の方、あるいは被害者を救援する仕事に携わっておられる方々、あるいはそういった問題を大学その他で研究している教授の方とか、これは有識者だなとこうお考えになるのですが。

私は同時に一つ忘れてはいけない有識者というのは、今回の福島事故というのがあって、東電が損害賠償をやっているわけですが、そこにおいて今回の事故でわかったことは、今までは何となくこの原子力発電、原子力事業というのは専門家に任せておけばいいんだと、原子力の専門家、原子力工学、技術の専門家が一番よく知ってるのでそれに任せておけばい

いんだと思っていたんですけれども、実際はいざ事故が起こってみると、その被害としての放射能は原発の敷地以外にも飛んでくるし、被害者は何の有識者であるかどうかの差別なくどんな人にも及ぶことがわかったんですね。その意味においてこの損害賠償の受益者となる人は何ら資格も知識も関係のないすべての国民が、あるいはたまたま日本に滞在していた外国人もあるかもしれませんけれども、どんな人でも関係者になるわけで。そういう意味において英語で言うところのインタレストパーティインタレストイド・パーティですね、つまり損害賠償を提供する側だけじゃなくて、それを受け取る側の人たちの声というのもあり得るはずなので。そういう意味において私は常々この委員会で申し上げているのですが、国民の目線からものを見るということも忘れるべきではないので、有識者会議においては当然そういったもの、つまり一般国民の目線というものも何らかの形で私は反映されるような有識者会議であるべきだというふうに考えます。その意味において、そういう業務をする方がもちろん有識者ですけれども、同時にそういう意味においてその利益を受けることになる、どの国民かわかりません、これはもう原発がある場所、事故が起こる場所によってどこでもあり得るわけで、そういった一般の目線というものも大事です。

同時に私は最後にもう一つ加えなければいけない視点というのは、この異常な天災その他の場合においては国が最終的に世話をするとこういうことになっていますね。これもみんな何となくそれはそうだろうなこう思えるんですけれども。国が最後手当をするということはつまり国民が負担するということなんです。それはとりもなおさず実際問題としては早い話が納税者が最終的にはそれを負担するわけで、これはその途中段階で最初に戻れば、東電が全面的な賠償責任を負うということは逆に言うと、東電という株式会社が全部やるわけじゃなくて、これは最終的には東電から電力を買ってる人がそれを負担するわけで、これはいわゆる需要者が負担するという仕組みになっているわけなんですけれども。それでもできない場合には最終的には国民、つまり国全体の納税者が負担するというわけで。そういう意味においては逆に言えばどんどんこの負担がふえてもいいということではない、これは納税者の負担がふえるわけでございますので、最終的には国の負担ということを考える場合にはそれを負担することとなる国民の視点というものも大事だということであり、それを私は有識者の会議では当然反映されるべきだと思いますので、それをこれからお引き受けして仕事に入る前に申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

中西委員、いかがでしょうか。

(中西委員) 御説明ありがとうございました。

今御説明ありましたように、この原子力損害賠償制度というのは原子力政策の根幹をなすものの一つだと思います。10年ごとに原子力委員会で定期的に見直しがされてきたと伺っておりますので、お引き受けすることは妥当と言いますか、しなければならないことではないかと思います。

ただ、今阿部委員もおっしゃいましたけれども、福島もございましたので、今度の見直しは今までの見直しよりももっと重いものになるのではないかと感じております。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございました。

私のほうからは。この検討の範囲なのですけれども、損害賠償という範囲かと理解したのですけれども。2つありまして、それを越える、政府の措置のところは直接の議論、議論はするけれども検討の対象ではないのでしょうか。ちょっとそのあたりが一つ、それはいかがでしょうか。

(長谷次長) 政府の措置につきましても今は原子力損害賠償法第16条あるいは免責の場合には第17条で定められてございますので、そういったことも含めまして損害賠償制度全体の課題として御議論いただければというふうに考えております。

(岡委員長)

もう一つは、非常に大きな災害があったわけですけれども、小規模なものもあると思うんですけれども、それもこの今検討する中でカバーをするということで考えているということでございますでしょうか。

(長谷次長) 今後原子力事故が起こった場合の課題として、先ほどの論点の例というものを示させていただきますので、今後起こり得る事象に対応できる制度ということで御検討いただきたいというふうに考えております。

(岡委員長) ありがとうございました。

副大臣が資料の中央にあるそれぞれの立場から御意見をおっしゃっておられて、これもよく参照して検討を進めるのがいいかと思います。阿部先生がおっしゃったことも含めて。

それでは、そのほか御質問御意見ございますでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

それでは、今の議論も踏まえ、原子力委員会として原子力損害賠償制度の見直しに関する

副大臣等会議の要請を引き受けることにいたしたいと思いますが、検討に当たっては専門的かつ総合的な観点から原子力損害賠償制度に関連する知見が必要となりますので、原子力委員会に専門部会等を設置しまして検討を進めてはいかがかと思えます。

専門部会等の設置については本日の議論も踏まえ、設置の目的、検討内容、構成員等を検討し、副大臣等会議の要請を正式に引き受けることとあわせて今後の原子力委員会で決定いたしたいと思いますが、このような方向で進めることについて委員から何か御意見御質問ございますでしょうか。

(阿部委員) 異議ありませんけれども、一つだけお願いしておきたいのですが。木村さんのお話で経産省のいろいろな部会、小委員会で議論したときにいろいろな御意見があったということなのですけれども、恐らくそうだと思います。これは一つよくまとめて、こんな議論がありました、こんな意見がありましたというのを後で提供いただければと思います。

それから、文部科学省のほうでも実際の現在の福島の損害賠償いろいろ業務をなさっているわけで、これも恐らく現地の方からいろいろな御意見があるんだろうと思いますが、これもしかるべくまとめて後で提供いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

(岡委員長) それでは、原子力委員会として要請をお受けする方向で検討を進めたいと思えますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、そうすることといたしたいと思えます。

次に、議題2に入りたいと思えます。事務局から説明をお願いします。

(室谷参事官) ありがとうございます。議題2、その他については2件ございます。1件目としては、資料第2号として平成26年第41回原子力委員会の議事録を配付いたしております。御参照いただけたらと思えます。

2点目でございますが、次回の会議予定について御案内申し上げます。次回第4回原子力委員会は、明日1月28日、これは臨時委員会でございますが、10時から中央合同庁舎4号館12階1202会議室で開催する予定でございます。内容といたしましては、基本的考え方に関する議論でございます。今回は畑村洋太郎東京大学名誉教授より御意見を伺う予定ですのでご案内申し上げます。

以上でございます。

(岡委員長) その他、委員から御発言ございますでしょうか。

それでは、御発言ないようですので、これで本日の委員会は終わります。

ありがとうございました。

-了-